

三月前期のプロイセンにおける「社会問題」と 社会政策および中間層政策の展開 (五)

川 本 和 良

問題の所在

I 三月前期における「社会問題」

〔I〕「社会問題」の性格―第二六卷第五号

〔II〕「社会問題」発生の原因と「大衆貧窮」―第二六卷第六号

II 三月前期における政策の展開

〔I〕国家的社会政策の開始―一八三九年の児童保護規定

1 児童労働を招来した要因

2 児童労働者の状態―第二八卷第二号

3 立法過程

(1) 一八一七年九月五日のハルデンベルクの回状―国家的社会政策の出発点

(2) 一八二四年から一八二七年までの文相アルテンシュタインと就学義務をめぐる展開

(3) 一八二八年から一八三二年までのホルン中将と兵役義務をめぐる展開―第二九卷第二号

(4) 一八三五年から一八三七年までのライン州長官ボーデルシュヴィンクと

ライン州議会を中心とする展開

(5) 一八三九年の児童保護規定の成立―以上本号

(Ⅱ) 中間層政策の開始―一八四五年の營業令

(Ⅲ) 三月前期における政策展開の特徴と意義

Ⅲ 「三月革命」と政策の展開

(Ⅰ) 「三月革命」と「社会問題」

(Ⅱ) 中間層政策の展開―一八四九年の營業令

(Ⅲ) 国家的社会政策の展開―一八五三年法

(Ⅳ) 「反動期」における政策展開の特徴と意義

3 立法過程

(4) 一八三五年から一八三七年までのライン州長官ボーデルシュヴィンクとライン州議會を中心とする展開

以上のように、ハルデンベルクの回状指令に始まり、その後就学義務と兵役義務をめぐって展開した工場児童の保護問題が、政府上層部内部における政策の実施をめぐる意見の対立という形をとって、「上から」展開したのに対し、ライン州長官ボーデルシュヴィンクによる一八三五年の提案に端を発し、一八三七年の第五回ライン州議會を舞台に展開した新たな局面は、「下から」の展開という新たな様相を示した。この新しい展開は、既述のように工場児童が最悪の状態におかれていたライン州から起り、とくに綿紡績工場における工場児童問題を一つの中心として推移している。その具体的な経過は以下の如くであった。

一八二五年五月一四日の閣令により、就学に関する一般国法の規定がライン州に導入されたのであるが、一八

三五年六月二〇日の閣令は、ライン州当局にこの規定の厳格な遂行を緩和する権限を与えた。これまで欠席児童に対して刑事訴訟手続きが行なわれていた地方に対して、行政手続きが行なわれるように変更されたのである。

この結果、従来欠席児童の問題が軽犯罪即決裁判所判事の権限に属し、裁判官がこの権限を行使していたのに対し、この問題が警察行政官庁の権限に移され、児童の欠席に対して有罪を宣せられた両親、または両親の法的代理人に対する二四時間の拘禁罰に代って、事情によっては一ターラーまでの罰金が課せられることになった。⁽¹⁾

こうした変更は就学を保障する意図でもってなされたのであるが、現実の諸関係がその作用を無効にした。両親の収入の低い家庭では幼少の児童を工場に働きに出さざるを得ず、貧乏ゆえに貨幣罰の執行は不可能であり、拘置すれば市町村^{ゲマインデ}が家族の生計費を負担しなければなくなる。したがって、罰せられることは稀であった。

また、児童を無差別に雇傭する工場主を提訴する法的権限も欠如していたので、九歳未満の児童の就学を保障し、9歳以上の児童の夜間学校または日曜学校への通学を保障するように工場主に提案しても、これを受け入れない工場主が必ず生じた。したがって、提案に服することは、それに服さない工場主に対して生産費において不利となるので、こうした提案も効果がなかった。⁽²⁾

ライン州の工場地域におけるこうした悲しむべき教育の状況が、一八三五年六月一日にアーヘン商業會議所によって実例をあげて説明された。アーヘンとブルトシャイトの両市においてのみで八〇〇人も児童が教育を受けずにまともに放置されていた。この例がライン州長官ボーデルシュヴィンクの関心を強く惹き、法的干渉の必要を痛感させたのである。かれは、ただちに工場児童数の多いケルン、デュッセルドルフ、アーヘンの三県に対して教育の状況と改善方法についての報告を求めた。ついで、これに関する命令(Verordnung)は、純粹に州の

問題であり、工場の利害は第三身分の代表によって代弁され得るがゆえに、州の等族（*Provinzialstände*）によって討議されるのが適當であるとの見解に立って、「工場で働く就学義務のある児童のために十分な学校教育と宗教教育を保障するための州命令」の草案（*Entwurf einer „provinziellen Verordnung zur Sicherung des genügenden Schul- und Religionsunterrichtes für die in den Fabriken beschäftigten schulpflichtigen Kinder“*）を起草した。⁽³⁾

この草案は、一八三九年三月九日の児童保護規定の最初の基礎となり、工場児童の精神的教育を保障することを目的としていた。命令は六条からなり、その要点は、(1)すべての児童は三年間の正規の教育を受けること、(2)一二歳未満の児童は半日労働で、七時間以上働かせてはならない、(3)ただし、工場主が児童の教育を保障する工場学校を設立すれば、以上の規定は適用されない、(4)違反したばあい、工場主から児童一人当たり一〇ターラーの罰金を徴収、の四点である。⁽⁴⁾

一八三五年十一月二〇日にボーデルシュヴィンクは、この草案を文相と、シュックマンの以前の商業管轄領域を引き継いだ商業・製造業および土木建築の行政長官ローター（*Chef der Generalverwaltung für Handel, Fabrikation und Bauwesen, Excellenz Rother*）に送るとともに、これに弊害の実状報告を付し、この草案を国王の提案によってライン州議会において討議するように取り計って欲しいと要望した。しかし、当時文相は教会との闘いに忙殺されて行動を起そうとしなかった。ボーデルシュヴィンクは、ライン州の工業地帯を旅行するたびに法的措置の必要を確信し、一年後の一八三六年十一月一八日に提案を再度行なった。ローターもまた、全王国への命令が個々の州における命令よりも好ましいと考えていたので、文相の関心を喚起するため、児童の状態についての報告を再度求めた。⁽⁵⁾

文相は、各州の命令が重要なのではないとのローターの意見に同意したが、ライン州に工場児童が最も多いことから、草案をライン州議会に提案するのが適當であると考へた。それゆゑに、文相は、ボーデルシュヴィンクの提案のみを視野に入れることなく、従来の全経過と一八三三年のイギリスの法律(3. u. 4. William IV cap. 103)を考慮に入れて、「児童の工場と製造業への雇傭により年少者を脅かす弊害を除去し、防止する」命令(eine Verordnung „zur Abstellung und Verhütung der aus der Beschäftigung der Kinder in Fabriken und Manufakturen das jugendliche Alter bedrohenden Mifbräuche“)を作成させた。⁽⁶⁾

ボーデルシュヴィンクの草案をただちにライン州議会に上程する気運は熟していた。ライン州長官が提案を再度行なった直後、ヴェストファーレン州長官フィンケもまたライン州長官の草案を補正して、ヴェストファーレン州議会に提出することを文相に乞うたし、世論もまた法的干渉を要求して高まっていた。一八三七年三月一日にバルメンの工場で働いていた一二歳の少女が、自分の不注意から数グロッシェンを賃銀から差し引かれることになり、親の折檻を恐れてウッパール河に投身自殺をはかるといふ事件が生じた。この事件がバルメンの地方紙「ライン・ヴェストファーレン・アンツァイガー(der rheinisch-westfälische Anzeiger)」によつて報ぜられ、児童保護の世論が高まっていたのであった。⁽⁷⁾

この論説を書いたのが、一八三七年五月二日に召集された第五回ライン州議会において活躍したバルメン選出の議員J・シュハルトであった。ボーデルシュヴィンクは政府特別任命委員(Landtagskommissar)として議会に参加したが、州議会に草案を提出することを躊躇した後、召集直前に提案を決定し、結局州の等族が議権をもち、J・シュハルトにより提案されることになった。⁽⁸⁾ かれは、第五回ライン州議会において、のちにみ

るように児童保護の急先鋒となって活躍したのであるが、審議過程の考察に入るに先立って、まずかれの伝記を辿ることにより、児童保護の主張がいかなる経済的利害とかかわり合っていたのか、の検出を試みたいと思う。⁽⁹⁾

J・シュハルトは一七八二年三月三日にバルメンで生まれた。かれの祖父はバルメン最初の麻綿交織織物業（Siamosen-Weberei）の設立者であり、かれは富裕な製造業者兼商人の息子として生まれ、かれ自身織物業者（Besitzer einer Weberei）でもあり、厳格な改革派キリスト教の教育を受けた。かれは事実上の都市貴族（ein tatsächliches Patriziat）として、一八〇九年から一八四六年まで公的活動を行なった（「一八〇九年～一八一四年、一八三〇年～一八三一年に市参事会員（Stadttrat）、一八二六年～一八四三年にライン州議會議員、一八三〇年～一八四六年に商業會議所会員」）。⁽¹⁰⁾

かれがいかなる経済的利害とかかわり合っていたのか、を知るために重要と思われるのは、つぎの三つの活動である。第一は、商業同盟、のちの関税同盟思想のヴァッパータールにおける最初の主張者（Der erste Verfechter des Gedankens des Handelsvereins und später des Zollvereins im Wuppertal）としての活躍である。かれは、一八一九年二月二八日に、自分が発行人である「ライン・ヴェストファーレン・アンツァイガー」に論説を書き、ドイツは諸外国の市場から高関税により遮断されているのに、かれらのための公開の市場になっているとして、「イギリス人とフランス人が……公平な商業条約に同意するまで、イギリスとフランスの工業に対して敵意が向けられるであろう」と述べた。しかし、かれは追求すべき窮極の目標を自由貿易に求めている。⁽¹¹⁾

第二に、かれは一八二〇～一八三〇年代に燃系関税に対する反対運動を行なっている。その理由は二つあった。まず、かれは、一八二六年の論説で、オランダの紡績業が関税保護によって繁栄をきたしたのは、自国で紡いだ

撚糸と、それにより製造された織物を自国において消費しているからである。これに対し、プロイセンでは織物を輸出しているので、原料に課税すれば外国における競争が不可能になるとの理由から反対している。撚糸関税反対の第二の理由は、紡績工場が労働者と児童を搾取しているとの社会的良心からする反対である。紡績工場はヴァーバートルでは殆んど発展せず、バルメンに二つ存在していたのであるが、まさしく惨苦の陋屋 (Janner-höhlen) であって、そこでの年少労働者が肉体的にも精神的にも不具になっているとして紡績工場を攻撃したのである。⁽¹²⁾ こうしてかれは、工業が発達すると恐慌による打撃を受けるとともに、労働者が奴隷になるとの理由から、守旧的な反工業主義の立場をとり、保護関税を主張したエルバーフェルト出身のフォン・デア・ハイト (August von der Heydt) と一八四三年の第七回ライン州議会において対立し、ライン初期自由派とも、また同郷人である F・エンゲルスとも異なった道を歩んだのであった。⁽¹³⁾

第三に、かれは、一八二六年にライン州議会に覚書きを提出し、ドイツ諸邦間での铸貨制度の統一と関税の統一への努力を国王に乞う提案を行なっている。⁽¹⁴⁾

以上の考察からつぎの結論をひき出すことができる。第一は、初期のかれの関税同盟への関心が、保護関税による国民的工業の育成に向けられていたのではなく、内国関税の統一による国内商品流通の促進に向けられていたという点である。したがって、反工業主義と商人の立場に立脚し、保護関税よりも内国関税の統一を求めているといえよう。⁽¹⁵⁾

第二に、こうした立場は、かれ自身織物業者であったことと相まって、何よりもヴァーバートルにおける一部の織物業の経済的利害と一致していたように思われる。J・シュハルトの織物業の経営内容は不明であるが、

かれの活動から経営内容を推察すれば、原料基盤を主として輸入綿糸におき、製品の販路を主として外国市場とドイツ諸邦にもつ問屋制的経営が浮かび上ってくる。⁽¹⁶⁾

ところで、H・ヘリングは、「シュハルトは、自分自身が織物業者であったけれども、決して自己の利益から撚糸保護に反対したのではなかった」⁽¹⁷⁾と述べ、W・ケルマンも、「経済的または政治的考慮がかれの態度を決定したのではなく、博愛的考慮、つまり……キリスト者の同胞に対する社会的責任を呼び起す……キリスト教的隣人愛から発する前工業的、前社会政策的社會福祉思考(ein vorindustrielles und sozialpolitisches Fürsorgedenken)がかれの態度を決定したのである」⁽¹⁸⁾と主張している。しかし、J・シュハルトが撚糸関税に反対し、児童保護を主張した理由の一つにキリスト教的博愛思想があったことは事実としても、かれ自身紡績工場における児童保護問題以外の経済問題に対しても具体的な発言を行なっていることから、経済的利害関係もまた作用していたのではないかと思われる。ともあれ、第五回ライン州議会における児童保護をめぐる審議において、J・シュハルトの提案に真向から対立したのは綿紡績工場地域の代表であった。つぎに審議過程の考察にすすむことにしよう。

第五回ライン州議会においてプロイセン 最初の児童保護をめぐる討議が 一八三七年七月六日に行なわれた。すなわち、六月一七日にJ・シュハルトが州長官の提案に一定の修正を施して、州議会に対して児童保護の発議(Initiativtrags)を行ない、七月六日に討議が行なわれることになったのである。⁽¹⁹⁾

まず、クネトゲンス議員(Abgeordneter Knechtges)が、J・シュハルトの提案したボーデルシュヴィンクの児童保護草案に対する第八委員会[「教会と学校問題委員会」](der 8. Ausschuss=Ausschuss für Kirchen- und Schulanlagenheiten)の判定として、提案を支持すると報告し、とくに綿紡績工場における児童の悲惨さを紹介した。⁽²⁰⁾ つ

いで、J・シュハルトは、バルメンのオーバーエムプトの紡績工場 (Spinnerei von Oberempt in Barmen) を例に挙げ、衛生技官 (Kreisphysiker) が、その惨苦の陋屋 (die Höhlen des Jammers) に児童を一〇時間も閉じ込めておくと、身体が不具となり、衰弱すると確言したことを紹介し、ついでここでの悲惨な状況を説明し、さらに事態はフランスの紡績工場でも同じであると述べて、工場主の利害を弁護する声のみ高く、労働者の運命を改善する声は稀であるが、児童が激しい奴隷奉仕を行なうならば、かれの全人生が悲惨なものになると訴えた⁽²¹⁾。

これに対する反論は、まず、ロンスドルフ選出のバウル議員 (der Herr Abgeordnete von Baur [Ronsdorf]) によりなされた。かれは、J・シュハルトの主張が間違つた立場からなされているとして、工場児童の状態はそれほど悲惨ではなく、農村における過剰人口が仕事とパンを求めて工場に吸収されており、工場がなければ、救貧税 (Armensteuer) を増徴しなければならないことは明白であると、工場を弁護した。ゴッホ議員 (der Herr Abgeordnete von Goch [Steuereinnehmer Fonck]) もまた、工業の発展が余りにも暗く述べられるけれども、それが発展することにより児童の収入も多くなり、農産物の消費も増大して、農民の経済状態も改善されるので、中庸をえた法律の保護 (Schutz milder Gesezt) が好ましく、外国の競争によりわれわれの工業の存続が不可能となるような制限は設けられるべきではないと述べた⁽²²⁾。

J・シュハルトへの反論のなかでは、綿紡績工場の発展していたグラートバッハ選出のベリング議員 (der Herr Abgeordnete Boelling [Gladbach]) の主張がとりわけ注目を惹く。既述のようにかれ自身綿紡績工場主であり、当時かれの工場では一〇歳から一二歳までの児童を六五名、一二歳から一四歳までを四〇名、一四歳から一六歳までを六九名使用していた。かれは、自分の工場から二、三の資料を示して、「成人からそれなしでは困る賃銀の

六分の一が失われるがゆえに」提案に反対した。そして、一方において児童の肉体的、精神的状態に対する配慮をしようとして、他方で両親自身と家族から生計費を調達する手段を減少させることは許されない。わたしの経験では、子供にとり危険のない労働時間として一二時間が適度であると考えた。たった一人の児童が、かれに割り当てられた仕事から除かれたとしても、すべては連鎖のように関連しているので、全体が停止してしまう。収入減少の危機、および経営を継続するために児童の果している役割と同時に注目するならば、このことを理解し得るであろう。児童はまた、多くの工場主にとり「イギリス人に対して競争を行なう」ため、生産費を節約する手段としても必要である、と。⁽²³⁾

以上の工場児童の保護をめぐる審議過程から、とりわけJ・シュハルトとベリングの応酬に端的にみられるように、児童の保護をめぐる対立の背後に、燃糸関税をめぐる織物業と綿紡績工場との経済的利害の対立もまた伏在していたのではないかと思われる。

ところで、J・シュハルトの提案は、賛成六〇票、反対九票の圧倒的多数をもって可決された。その原因は、州議会議員のうち、土地所有貴族がJ・シュハルト提案の支持に廻ったことにある。第五回ライン州議会の人的構成は第二〇表⁽²⁴⁾の如くであった。その構成は、土地所有貴族三〇名、都市代表二五名、農村代表二五名である。土地所有貴族は、児童保護問題に対して躊躇いがちで無関心であったが、ボン選出の郡長ヒメン (Lantrat v. Hymmen aus Bonn) が、「工場都市出身の年少者が虚弱であることから生じる不足分は、農村地域 (Landkreis) に割り当てられて補充せざるを得ない」と指摘したこと、から、賛成へと駆り立てられたのである。すなわち、工場労働者からの新兵の補充の不足分が農業労働者により調整されなければならない、との指摘が、当時すでに農

第20表 第5回ライン州議會議員の人的構成

三月前期のプロイセンにおける「社会問題」(田)(川本)

一一一(五七三)

I. Aus dem Fürstenstand.

1. Prinz Bernhard zu Solms-Braunfels.
2. Prinz Carl zu Wied.
3. Fürst zu Solms-Hohensolms-Lich.
4. Fürst zu Solm-Dyk.
5. Graf von Hatzfeldt-Kinsweiler.

II. Aus dem Stande der Ritterschaft.

A. Aus dem Wahlbezirk Coblenz.

1. Appellationsgerichtsath von Gerolt aus Cöln.
2. Geheimer Regierungsrath von Handel aus Trier.
3. Freiherr von Nordeck aus Hemmerich.
4. Eberhard von Groote aus Cöln.
5. Geheimer Justizrath Freiherr von Mylius aus Cöln.
6. Freiherr von Eltz-Rübenach aus Wahn.
7. Freiherr von Dalwigk aus Boisdorf.
8. Freiherr von Loe aus Wissen.
9. Graf Bergh von Trips aus Düsseldorf.
10. Freiherr von Spies aus Düsseldorf.
11. Landrath von Hymmen aus Bonn.
12. Freiherr Max von Loe aus Allner.

B. Aus dem Wahlbezirk Düsseldorf.

13. Franz von Herwegh aus Cöln.
14. Bürgermeister Graf von Varo aus Straelen.
15. J. P. vom Rath aus Lauersfort.
16. Graf Wolff Metternich aus Düsseldorf.
17. Regierungs-Präsident Graf zu Stolberg-Wernigerode aus Düsseldorf.
18. Graf von Nesselrode-Ehreshoven aus Düsseldorf.
19. Freiherr von Plettenberg aus Mehrum.
20. Graf von Spee aus Düsseldorf.
21. Freiherr von der Leyen Bloemersheim aus Crefeld.
22. Freiherr von Carnap aus Bornheim.
23. Graf von Hompesch-Ruhrig aus Ruhrig.
24. Landrath Freiherr von Eerde aus Geldern.
25. Chr. Gottf. Solbrig aus Düsseldorf.

III. Aus dem Stande der Städte.

1. Oberbürgermeister Steinberger aus Cöln
2. Kaufmann Merckens aus Cöln
3. Tuchfabrikant Xav. Kuetgens aus Aachen
4. Rentner Ph. Schöller aus Düsseldorf
5. Medicinal-Assessor Mohr aus Coblenz
6. Landrath Haw aus Trier
7. Kaufmann von Carnap aus Elberfeld
8. Kaufmann J. Schuchard aus Barmen
9. Kaufmann A. Sohmann aus Crefeld

Für die Städte:

Cöln.
Cöln.
Aachen.
Düsseldorf.
Coblenz.
Trier.
Elberfeld.
Barmen.
Crefeld.

- | | |
|--|---|
| <p>10. Gutsbesitzer J. Fr. Brust aus Boppard</p> <p>11. Apotheker C. A. Dahmen aus Ahrweiler</p> <p>12. Kaufmann und Gutsbesitzer Feith aus Linz</p> <p>13. Kaufmann G. Schmidtborn aus Saarbrücken</p> <p>14. J. Funk aus Saarburg</p> <p>15. Commerzienrath d'Outrelepont aus Malmedy</p> <p>16. Bürgermeister Dr. Fr. Günther aus Düren</p> <p>17. Kaufmann Max. Flemming aus Geilenkirchen</p> <p>18. Kaufmann F. J. Becker aus Bonn</p> <p>19. Kaufmann D. Heuser aus Gummersbach</p> <p>20. Rentner J. A. von den Steinen aus Cronenberg</p> <p>21. Kaufmann Fr. Voigt aus Mülheim a/d. Ruhr</p> <p>22. Steuer-Einnehmer M. F. Fonk aus Goch</p> <p>23. Kaufmann J. P. Bölling aus Gladbach</p> <p>24. Kaufmann H. vom Baur aus Ronsdorf</p> | <p>Kreuznach, Kirn, Sobernheim, St. Goar, Boppard, Oberwesel und Bacharach.</p> <p>Stromberg, Trarbach, Zell, Cochem, Mayen, Andernach, Ahrweiler, Einzig, Remagen und Simmern.</p> <p>Ehrenbreitstein, Vallendar, Bendorf, Neuwied, Linz, Wetzlar und Braunsfels.</p> <p>Saarlouis, Saarbrücken mit St. Johann, Ottweiler, St. Wendel und Baumholder.</p> <p>Merzig, Prüm, Bittburg, Wittlich, Berncastel und Saarburg.</p> <p>Montjoie, Eupen, Malmedy und St. Vith.</p> <p>Düren, Gemünd, Stolberg und Burtscheid.</p> <p>Jülich, Eschweiler, Heinsberg, Erkelenz, Geilenkirchen incl. Hünshoven.</p> <p>Bonn, Münstereiffel, Euskirchen und Zulpich.</p> <p>Deutz, Mülheim a/Rhein, Gladbach, Gummersbach, Wipperfürth, Siegburg u. Königswinter.</p> <p>Ratingen, Kaiserswerth, Angermund mit Gerresheim, Mettmann, Hardenberg mit Langenberg, Wülfrath, Velbert und Cronenberg.</p> <p>Duisburg, Mülheim a/d. R., Essen, Kettwig, Werden, Ruhrort. Dinslacken, Emmenrich im Kreise Rees, Rees und Isselburg.</p> <p>Cleve, Wesel, Goch, Geldern, Rheinberg, Meurs, Orsoy und Xanten.</p> <p>Neuß, Grevenbroich, Wevelinghoven, Gladbach, Viersen, Dahlen, Odenkirchen, Rheydt, Uerdingen, Kempen, Süchteln, Dülken und Kaldenkirchen.</p> <p>Lennepe, Ronsdorf, Lüttringhausen, Rade vorm Wald,</p> |
|--|---|

25. Kaufmann F. Jagenberg aus Klauberg

Burg und Hückeswagen.
Solingen, Remscheid, Dorp.
Gräfrath, Wald, Höhscheid m.
Meiswinkel, Burscheid mit
Leichlingen, Opladen mit
Neukirchen und Hittorf.

IV. Aus dem Stande der Landgemeinden.

1. Bürgermeister Brüninghaus aus Niedercassel
2. Steuer-Einnehmer Borlatti aus Lechenich
3. Bürgermeister Eich aus Bödingen
4. Bürgermeister Rolshoven aus Meschenich
5. Posthalter H. Eppert aus Kaisersesch
6. Bürgermeister Emmelius aus Aßlar
7. Gutsbesitzer F. von Runkel aus Heddesdorf
8. Gutsbesitzer B. Scheidt aus Linz
9. Gutsbesitzer J. Mallmann aus Simmern.
10. Gutsbesitzer J. J. Emmel aus Kreuznach
11. Notar Gormanns aus Erkelenz
12. Bürgermeister Emundts aus Aldenhoven
13. Gutsbesitzer Kamp aus Königskamp
14. C. Cremer aus Blankenheim
15. Dr. Fr. Bracht aus Bilk
16. Landrath von der Straeten aus Gladbach
17. Canonicus Lensing aus Emmerich
18. Bürgermeister Holz aus Hemmerden
19. Gutsbesitzer Johann van der Loe aus Uedem
20. Gutsbesitzer Joseph Tennhoff aus Kempen
21. Gutsbesitzer Ph. Wagner aus Saarbrücken
22. Gutsbesitzer J. B. Limburg aus Helenenberg
23. Fabrikbesitzer A. Krämer aus Quint
24. Commerzienrath Kayser aus Trier
25. Gutsbesitzer C. Cetto aus St. Wendel

Aus dem Wahl-Bezirk:

Cöln.
Cöln.
Cöln.
Cöln.
Coblenz.
Coblenz.
Coblenz.
Coblenz.
Coblenz.
Coblenz.
Aachen.
Aachen.
Aachen.
Aachen.
Düsseldorf.
Düsseldorf.
Düsseldorf.
Düsseldorf.
Düsseldorf.
Trier.
Trier.
Trier.
Trier.
Trier.

村から都市への人口移動により、
農業人口の減少に対して不安を
抱いていた土地所有貴族を児童
保護の賛成の側に立たせること
になったのである。⁽²⁵⁾

以上の審議過程とその結果か
ら、つぎの三点に注目したいと
思う。第一は、工場児童の保護
問題がライン州議会で採りあげ
られるに当たっては、就学義務の
問題が中心となっていたのであ
るが、この問題が州議会を通過
するにさいしては、兵役義務の
問題が重要な影響を及ぼしたと
いう点である。この点から、こ
れまで児童保護を必要とする根
拠とされた二つの問題が、とも

に第五回ライン州議会において重要な役割を演じたことを理解し得るのである。⁽²⁶⁾ 第二は、児童保護に賛成する中心勢力が、織物業を営み、保守的思考をもつ問屋商人と土地所有貴族であったという点である。この点では、「三月革命」後における児童保護要求の担い手が、のちにみるように技術の進歩に立脚した開明的資本家であったことと対比して、「三月革命」を挟む前後の時期における産業革命の進展の度合いの相違を示しているといえよう。第三に、イギリスとの対比においては、イギリスにおける児童保護の要求の担い手が開明的資本家であったという点のみでなく、議会立法で成立した工場法が「上から」の性格をもったのに対し、ライン州議会における保守的、守旧的資本家の側からする工場法の提起が「下から」の性格をもったという点である。この点の相違は、両国における産業革命の進展度の差異を示すのみでなく、市民革命を経過したイギリスと未經過のプロイセンとの、議会そのものおよび議会における資本の代表のもつ意義の相違をも示している。

第五回ライン州議会を通過した児童保護の規定は、一八三七年七月二〇日上奏文を付して国王に送付された。⁽²⁷⁾ ボーデルシュヴィンクは、最高国家機関の関与が確実であると信じ、政府特別任命委員として、これに覚書きを付して上奏文を弁護した。覚書きでは、デュッセルドルフとアーヘンの県庁の提案にもとづいて、鉱山業、冶金所、碎鉄場(Berg-, Hütten- und Pochwerke)における児童の夜間労働の禁止と規定の拡大についての二項目を追加提案した。⁽²⁸⁾ こうして舞台はベルリンに移ることになったのである。

(1) G. K. Anton, a. a. O., 39~40. ここで、第五回ライン州議会における審議過程を除いて、主としてG. K. Antonに依拠して叙述をすすめるので、その他の文献を挙げておくならばつぎの如くである。

A. Thun, Beiträge zur Geschichte der Gesetzgebung und Verwaltung, 61. J. Deutsch, a. a. O., 10~11. L.

Preller, a. a. O., 305~306. H. W. Erdbrügger, a. a. O., 437~439. W. Köllmann, Die Anfänge der staatlichen Sozialpolitik, 415~417. L. Adolphs, a. a. O., 29~31. A. Gladen, a. a. O., 15~17.

(2) G. K. Anton, a. a. O., 40.

(3) Ebd., 40~41.

(4) Ebd., 41~42. なお、草案は六条からなり、つぎの如くであった。

「就学義務のある児童の工場への雇傭を必要とするライン州の諸地方においても、地方的な諸関係がこれらの児童から必要な学校教育と宗教教育を奪わないように配慮するように、われわれの忠実な州の^{プロヴィンツイェンチンデ}等族の意見を傾聴するために、われわれはつぎのことを定めた。

第一条、いかなる児童も、少なくとも三年間正規の教育を受けることを証明書によって確認しない工場において、正式に雇傭されることは許されない。

第二条、一二歳に達しない児童は、工場において、午前か午後の半日のみ働かし得るが、一日七時間以上働かすことは許されない。

第三条、まだ聖さん式を受けていないか、または堅振礼を施されていないキリスト教徒の児童は、正式の牧師が洗礼志願者の教育や堅振礼を受ける少年、少女に課する聖書講読のために定めた時間に、工場において働かせてはならない。

第四条、第一条と第二条で述べられた禁止の例外は、工場主が特別の、児童の教育を保障する工場学校を設立し、維持したばあいのみ許される。この学校が満足のいくものであるかどうかについての判断は、当然にわれわれ政府に帰属する。

第五条、この命令に対する違反は、工場主または全権をもっている代理人に対して、規定に違反して雇傭されている児童一人当たり一〇ターラーの罰金を徴収することにより処罰される。

第六条、上述の命令により、規則的な通学を義務づけた一八二五年五月一四日の閣令の規定は、変更されるのではなく、工場に通う児童に対して、そこで認められた権限にしたがって、わが政府が一般的法規定の緩和を許容し得るところの限定のみを指示するものとなり、この限度内で工場主は十分な年少者教育という目的を達成するために協力

することが義務づけられる」(Ebd., 41~42)。

(5) Ebd., 42~43.

(6) Ebd., 43. なお、この命令草案は、のちにみるように、一八三七年七月に蔵相アルフェンスレーベン(von Alten-sleben)に送られ、吟味と連署が求められた(Ebd., 47)。

(7) Ebd., 43~45. なお、Der rheinisch-westfälische Anzeiger, Nr. 25, Hamm, Mittwoch den 29. März 1837 に おいて、つぎのように報ぜられた。

「バルメンから。今月の一日に当地で一二歳の少女が、かなり水かさの増したウッパールの流れに飛び込んだ。当地生まれの染色職人レブラン(Leblance)の決断により救われ、R医師の努力で息を吹き返した。

絶望がこの衰れな子供を自発的に死を求めるように追いつめた。すなわち、工場における彼女の不注意のために賃銀から数グロッシェンが差引かれたために、家における両親の罰則を恐れたのであった。

絶望が子供を捕えるということは滅多にない出来事である。神よ、どのようにに厳しい罰からこの衰れむべき女の子は逃れようとしたのでしょうか!!人道主義者が将来を眺める時に戦慄するのは、わが国においてもまた、大規模で堅牢な建物が増加し、そこに多数の児童が朝早くから夜遅くまで閉じこめられ、しばしば自ら乞食になる労働嫌いの両親に対して、生計の唯一の道具として尽くすために、かれらがそこで少年時代を奪われ、成長に必要な空気、お日さま、いや子供の進歩と明朗をもたらすすべてのものを奪われるということに対してである。

時代思潮がなんと言っても工業に友好的であり、それを諸刃の刃で守っているため、工業がイギリスと同様に鉄の王冠を載せられる運命にあるので、わたしは諸君に呼びかける。もっとも国王と親しい立場にある人道主義者が、国王が子供を気の毒に思うように主君に乞うようと。

さらになお、子供の保護のために法律を發布すべき時期にある。法律上の市民から構成される委員会が、あらゆる場所で、工場の建物のなかで子供の精神と肉体を破壊するような使用を制限することができ、一層有害にならないようにし、余りにも幼少であるか、か弱い子供の採用と長時間の仕事、とくに夜間労働を止めさせ、かれらにレクリエーションと教育の時間を確保することができるようにすべきである。このような委員会は、労働者の肉体的、道德的状态に対してもっとも好ましい影響を及ぼし得るであらう……」(Ebd., 44~45. なお、Vgl. S. Quandt Hrsg.,

a. a. O., 39°)

(8) G. K. Anton, a. a. O., 45.

(9) この点については大陽寺氏も「不完全ながら推定をこころみるならば、大体つぎの三つの可能性をあげることがゆるされるのではなからうか」として、(1)手工業的基礎にたつ旧独立生産者層の利害を代表する場合、(2)「先進的」な大資本を代表している場合、(3)工場法をとくに資本の「生産過程」維持の利益から欲求する場合、を挙げ、「一八三〇年代にちでも少数の進歩的工場主だけにかかる先見の明をそなえていたとみることはゆるされるであらう」として、(2)、(3)の経済的利害に児童保護の主張を還元されている(大陽寺順一、前掲論文、一六〇―一九ページ)。

本稿においても、のちに指摘するように戦後西ドイツの研究成果において、J・シュハルトが経済的利害にもとづいて行動したのではないと断言しているので、推定の域を出ないのであるが、結論は大陽寺氏とは異なっており、(1)に近づめようとする。

(10) Hans Höring, Johannes Schuchard (1782~1855), in: Rheinisch-Westfälische Wirtschaftsbiographien, Band I, Heft I, Münster 1931, 1, 2, 7. Wolfgang Köllmann, Johann Schuchard 1782~1854, in: Wuppertaler Biographien, 1. Folge, Wuppertal 1958, 73.

(11) H. Höring, a. a. O., 6~7.

(12) Ebd., 7~8. W. Köllmann, Johann Schuchard, 76~77. なぞ、バルメンの二つの紡績工場における児童の具体的な状況について Vgl. W. Köllmann, Die industrielle Revolution, 39~40. S. Quandt Hrsg., a. a. O., 40.

(13) H. Höring, a. a. O., 4, 18. かねて、国王と官僚に信頼を表明し、鉄道建設に対して警告を発したり、ユダヤ人を解放し、平等の権利を与えることなど、出版の自由 (Pressfreiheit) の要求に反対を唱え、時代の要求に背を向けた (Ebd., 15~17. W. Köllmann, Johann Schuchard, 75°) など、第七回ライン州議会における銃鉄関税をめぐる討論について Vgl. Verhandlungen des siebenten Rheinischen Provinzial-Landtages nebst dem Allerhöchsten Landtags-Abschiede d. d. Berlin, den 30. November 1843, Coblenz 1843, in: Archivverwaltungsstelle in Köln-Deutz, 480~487.

(14) H. Höring, a. a. O., 10~11.

三月前期のプロイセンにおける「社会問題」(四) (川本)

- (15) J・シュハルトが、ナポレオン戦争後の経済的不況に苦しむドイツ各地の商工業者とともに、F・リストが結成した「ドイツ商工業協会」(der Deutsche Handels- u. Gewerbeverein, まもなく「ドイツ商人・工場主協会」 Verein deutscher Kaufleute u. Fabrikanten と改名)に参加した点、およびこの協会が多数の工場主とともに仲継商人をも含んでいたところから、内部分裂が生じ、一八二〇年代に入り事実上活動を停止した点については、諸田実「F・リストと『ドイツ商人・工場主協会』」、『神奈川大学創立五〇周年記念論文集』、一九七九年、一五四～一五六ページ、同「初期リストの支持基盤」、『社会経済史学』第四五巻二号、一九七九年、七三、七八ページを参照せよ。なお、この協会を舞台とするF・リストの活動については、松田智雄『ドイツ資本主義の基礎研究』岩波書店、一九七六年、とくに前篇の3、「小林昇経済学史著作集Ⅵ、F・リスト研究(1)」『未来社』、一九七八年、二九～三二ページ、「小林昇経済学史著作集Ⅶ、F・リスト研究(2)」、『未来社』、一九七八年、二一～二四ページ、「小林昇経済学史著作集Ⅷ、F・リスト研究(3)」、『未来社』、一九七九年、一七～一八、五四～五七、一二三以下、一二九、一九八、二二七、二五四ページを参照せよ。

- (16) 三月前期におけるヴェーバータールの繊維工業の詳細については、前掲拙著「第一部第二章のⅡ」を参照せよ。

- (17) H. Höring, a.a.O., 7. なお、この主張は、J・シュハルトの織物業の詳細についての説明を欠いているので、決定的な点で説得力に欠けているように思われる。

- (18) W. Köllmann, Die Anfänge der staatlichen Sozialpolitik, 416～417. ders., Johann Schuchard, 75.

- (19) W. Köllmann, Die industrielle Revolution, 43. ders., Die Anfänge der staatlichen Sozialpolitik, 416. なお、W・ケルマンはここで討議が行なわれたのは七月五日としているが、他のすべての文献では七月六日となっているので、誤まりである。討議の全文は、Vgl. Protokolle des 5. Rheinischen Provinziallandtags 1837, Prov. Arch. Nr. 278, 486～501, in, Archivberatungsstelle in Köln-Deutz. 以下を簡略して「Vgl. Vgl. Der fünfte rheinische Landtag, Coblenz 1839, in, Archivberatungsstelle in Köln-Deutz, 25～26. W. Köllmann, Die industrielle Revolution, 39～41. Horst Lademacher, Von den Provinzialständen zum Landschaftsverband, Zur Geschichte der landschaftlichen Selbstverwaltung der Rheinlande, Köln 1973, 46～47. S. Quandt Hrsg., a.a.O., 41～42.

(20) H. W. Erdbrügger, a. a. O., 437. W. Kollmann, Die industrielle Revolution, 43. なお、H・W・エルドブリュッガーとW・ケルマンは Knetgens と書うべきで、Der fünfte rheinische Landtag, 5 (第二〇表の都市の身分を参照せよ) には Knetgens となっている。

(21) W. Kollmann, Die industrielle Revolution, 39~40.

(22) H. W. Erdbrügger, a. a. O., 433. W. Kollmann, Die industrielle Revolution, 40~41.

(23) H. W. Erdbrügger, a. a. O., 433, 437~438. W. Kollmann, Die industrielle Revolution, 44. ただ、W・ケルマンはベリングの発言を非常に簡単に要約しており、J・シヤハルトの発言に多くを割いている。三月前期におけるグラートバッハ地方の綿紡績業の詳細については、前掲拙著、第一部第二章の「I」、第三章一の「I」、を参照せよ。

(24) Der fünfte rheinische Landtag, 3~7 より作成。

(25) H. W. Erdbrügger, a. a. O., 438.

(26) この点から、先述の戦後西ドイツにおける、児童保護規定の成立にさいしての軍事的契機を軽視する見解には問題があるといえよう。

(27) G. K. Anton, a. a. O., 45. 一八三七年七月二〇日の第五回ライン州議会の国王への上奏文はつぎの如くである。

「陛下の忠実なる等族は、閉鎖された建物のなかで、とくに紡績工場において働いている児童の運命を考慮したいと思ひます。等族は、貧しい児童が幼少の頃から働かされ、一般的に非常に長時間、とくに一日一三時間も間断なく働かねばならぬことを確かめました。かれらは十分な教育を受けることができないので、かれらが肉体的にも道德的にも不具になることは驚くに当りません。

忠実なる等族は、それゆえに、陛下に上述の児童のために保護法を乞ひ、そのためにつぎの箇条を提案することが必要であると思ひます。

第一条、九歳未満のいかなる児童も工場に採用されてはならない。

第二条、地方事情が、地方官庁により調査され、処置され得る異なった取り扱いを必要としない限り、児童は工場に就職する以前に三年間通学したことを確認されねばならない。

三月前期のブロイセンにおける「社会問題」(四)(川本)

第三条、児童は一日最高一〇時間工場で仕事をさせ得る。

第四条、この一〇時間の労働時間の間に、児童に二回の休憩時間が与えられ、うち一回は昼間に野外で運動させなければならぬ」(Ebd., 45~46)。

(28) Ebd., 46. 覚書きにはつぎのように書かれていた。

「一八三五年一月二〇日にボーデルシュヴィンクにより手渡された草案の最初の二条に、つぎのことを補足して変更した法律が、等族の請願の主旨にしたがって、できるだけ早く制定されることを欲する。

第一条、九歳に達していない、そして三年間の正規の学校の授業を受けたいかなる児童も、工場における正規の仕事と鉱山業、冶金所、碎鉱場の仕事に採用されてはならない。

第二条、一六歳未満の児童は、第一条であげた施設で一日一〇時間以上働くことは許されず、この労働時間の間に二度の休憩時間が与えられ、うち一度は昼間に野外で運動させねばならない。かかる児童は、朝五時以前と夜一〇時以降仕事をすることを全面的に禁止される」(Ebd., 46)。

この条項のうち、夜間労働の禁止と鉱山業、冶金所、碎鉱場で働く児童への条項の拡大はデュッセルドルフとアーヘンの県庁の提案に基づいてなされ、最低年令九歳と二時間の休憩を除く最高労働時間一〇時間の規定は等族の提案に基づいてなされた。このうち年令制限は、就学義務のある工場児童に対してのみ法律を適用するというボーデルシュヴィンクの従来を考えを突破した意味において、注目に価するものであった(Ebd., 46~47)。つまり、ここで就学義務との関連における児童保護という従来観点から、年少労働者保護一般の観点が前面に出て、これに就学義務の問題が包含されるという、観点の移動が生じており、この点が、つぎに考察する一八三九年の児童保護規定の成立過程と関連して注目される。

(5) 一八三九年の児童保護規定の成立

ライン州長官ボーデルシュヴィンクは、第五回ライン州議会における等族の請願が速やかに審議されることを望んでいたが、事態は進行しなかった。工場地帯の再度の旅行により、多数の児童の悲惨な状態を見聞し、立法

による規制の必要をますます痛感したボーデルシュヴィンクは、一八三八年八月一日に請願の審議を乞う文書を提出したが、効果はなかった。しかし、一八三八年一月二〇日の閣議において初めて、第五回ライン州議會に對する議決が審議され、大臣だけでなく、皇太子やボーデルシュヴィンクも参加していた等族問題委員會 (die Kommission für die ständischen Angelegenheit) もまた等族の提案に對する表決を行なった。⁽¹⁾

これらの結果、一致した点は、国王がすでに以前から注目していた一般法の制定を審議する等族議會^{シュテッテンザ}を開催すること、および事態の緊急性から、ライン州に對する暫定的条令 (ein provisorisches Reglement) を、等族の提案と州議會の議決を参考にして發布すること、の二点であった。暫定的条令の起草と、それを関係大臣に審議のため提出する権限は、一八三八年一月二〇日の閣議においてボーデルシュヴィンクに与えられた。一般法の制定を審議するという閣議表決において資料とされたのは、既述の一八三七年七月に當時の蔵相アルフフェンスレーベン (von Alvensleben) に送られた文相アルテンシュタインの命令草案 (Verordnungsentwurf) であり、草案は、蔵相により詳細に吟味、修正されて、文部省に送り返されていた。しかし、事態はまったく異なった経過を辿り、文相の草案は法律に結実せず、等族議會も開催されなかった。⁽²⁾

一八三八年一月二〇日の閣議の決定にもとづいて、ボーデルシュヴィンクは、ライン州に對する暫定的条令の草案を作成するため、すべての既存の文書を利用して、同年十二月一日に草案を作成し、審議の日取りの決定を乞う依頼状とともに手渡した。この「工場や鉱山業、冶金所、碎鉱場で働く児童に對して十分な学校教育と宗教教育を保障する命令草案 (Entwurf einer Verordnung zur Sicherung genügenden Schul- und Religionsunterrichtes für die in Fabriken und bei Berg-, Hütten- und Pochwerken beschäftigten Kinder)」は、既述のボーデルシュヴィ

シクの一八三五年一月二〇日の草案と本質的には同じ文章であつたが、児童の立場と両親および工場主の立場からつぎの点で変更が加えられた。⁽³⁾

児童の立場からの変更。(1)ウェストファールン州長官の提案を受け入れて、日曜、祭日における児童労働の禁止。(2)工場や鉱山業、冶金所、碎鉱場で働いている児童の名前、年齢、住所、両親名、入社日の正確なリストの作成をこれら施設の所有者に義務づけ、事務所に保管し、警察署や学務局の要望があれば提出すること。(3)第四条の例外規定で定められた工場学校から九歳未満の児童を除外し、児童の学習時間と労働時間との間の比率を政府が規定すること。両親および工場主の立場からの変更。(1)児童の工場への採用の条件が、以前の少なくとも三年間、正規の授業を受けていることという規定から、九歳に達しており、母国語をすらすらと読むことができ、書くことに着手していることへと緩和。(2)休憩が、一〇時間の労働時間の間に、午前と午後各一回一五分間の余暇と正午の休憩時間と変更されて、時間が三〇分間短縮された代りに、これらの時間に野外で運動させることが規定された。⁽⁴⁾

一八三八年一月三一日に新草案を審議するために会議が開催され、ボードルシュヴィンク以外に、文部省、大蔵省、内務省から政府特別任命委員が出席した。草案の審議に入るに先立って、まず、命令がライン州に対してのみ発せられるのが適切か否か、が問題とされ、プロイセン全土に対して施行されるのが妥当であるとの結論に達した。その理由は、(1)児童保護の必要性がライン州以外にも共通に存在し（第一四表、第一六表を参照せよ）、ライン州の等族の請願以前にこの問題がすでに閣議で審議されていたという事情、および(2)ライン州にのみ施行すれば、ここでの生産費を高め、製品の価格を引き上げるため、競争能力を低下させるという危懼、の

二点にあった。⁽⁵⁾ ついで草案の審議に入った。

まず、法律のプロイセン全土への適用については公式に問題があった。すなわち、各政府特別任命委員は、これの所轄の大臣から、等族の提案との関連においてライン州に対して法的効力をもつ法律「工場における年少労働者の雇傭についての規定 (Regulativ über die Beschäftigung jugendlicher Arbeiter in Fabriken)」の草案を作成することを委任されていた。が同時に、地方的制限とともに警察的性格を浮き彫りにする意図をも指示されていた。この意図は、草案の適用を他の諸州にも拡大して、一般化を容易にし得ることを意味したが、この点はさておき、草案の諸規定では、地方的諸特徴については一切触れないことにして、プロイセン全土への法律の適用を暗黙の前提として作成された。⁽⁶⁾

つぎに、草案の審議結果の要点を示すならば、つぎの七点に集約し得る。⁽⁷⁾ (1) 既述の一八三五年のボーデルシュヴィンクの草案の序文は削除。理由は、この序文では就学義務のある児童の工場への雇傭問題に限定されているが、問題は一六歳未満のすべての工場労働者の衛生警察的保護 (der sanitätspolizeiliche Schutz) と、肉体的、道徳的発育に対する不利な影響の予防にあったからである。(2) 保護規定の鉱山業、冶金所、碎鉱場への適用拡大については承認。そのさい、「工場」の厳密な内容規定は行なわないことになり、通常「工場」と呼ばれているすべての工業施設に対して、慈善的意図から法律を適用することになった。(3) 九歳未満に加えて、母国語がすらすら読め、かつ書くことに着手しているとの校長の証明書を持たない者の雇傭禁止については了解。ただし、工場主による工場学校の設立と維持のばあいの例外規定は、九歳に達しており、三年間の就学をしていないで、母国語の読み、書きについての証明書を持たない者にのみ適用され、九歳未満の児童は無条件に雇傭を禁止される。

(4) 一六歳未満の児童の一日最高一〇時間の労働時間は承認。ただし、工場が大きな不利に陥るのを防ぐため、天災や災害により正規の経営が中断し、労働力の増大を必要とする特別のばあいには、四週間に限り、一日の最高労働時間を一時間延長し得る。

(5) 罰金額は、工場主が違反して雇傭している児童一人当り一〇ターラーという規定から五ターラーに変更。理由として、ライン州の軽犯罪即決裁判所の罰金は五ターラーまで認められており、したがって、一〇ターラーの罰金を科し得る違警罪裁判所（Zuchtpolizeigericht）の権限に属する犯罪の性格を、罰金額から与えることは願わしくないからである。(6) 最終条項は、児童保護規定が就学についての既存の法規定を変更しないことをまず最初に明白に強調することを前提としてのみ存続し得る。というのは、二、三の工場地帯では、校長が救貧委員会（Armenkommission）の一員として、工場労働によって児童に収入を得させるために、就学を見逃がすばあいが多いからである。また、これは、正規の学校の授業を受けたことが児童の工場への採用の前提のように考えられ、就学の継続を無視することを防ぐためにも重要であった。(7) 最後に、工場主の立場から、授業の時間を可能な限り工場経営を顧慮して設定することが承認。しかし、このことから矛盾が生じてきた。正規の授業時間は一日五時間であり、これに一〇時間の労働時間と一時間三〇分の休憩時間を加えると一六時間三〇分となり、朝五時から夜九時までの一六時間を越えるからである。この矛盾が、後段で考察するように、一八五三年法成立の一動機となる。

以上の審議結果にもとづいて草案が作成され、議事録を添付して政府特別任命委員から各所轄の大臣に提出された。この草案に対して、内相ロコウ（der Minister des Innern, von Rochow）と蔵相が賛成したのに反し、文相

は異議を表明した。⁽⁸⁾

文相は、九歳未満の児童の工場への雇傭禁止が、労働する権利の縮小を意味すると同時に、一日一〇時間という労働時間の制限が加重されて、労働者の数を減少させ、生産費の高騰と減産を結果し、私有財産に対して重大な影響を及ぼすと考えた。児童保護規定の内容に関しては、工場児童の保護が実効をもつための保障が不十分であり、その他の弊害に対する措置、すなわち労働場所の健全化やそこの規律が等閑視されており、これらの解決のためには一般法では不適格であって、地方条令 (Provincialgesetz) を作成し、一八二五年七月一八日のデュッセルドルフ県の報告にあるように、特別の地方委員会を結成する必要があると主張した。⁽⁹⁾

さらに権限問題について、内相は、児童保護規定の主要目的が一六歳未満の工場労働者の保護におかれているがゆえに、第一義的には公安警察 (die Wohlfahrtspolizei) の権限に属し、文部省の権限は第二義的であると主張した。これに対し、文相は、児童保護規定の目的が児童の一般的教育義務についての法律を工場児童に適用することにおかれているとして、自己の権限を主張し、九歳未満の児童の工場における雇傭禁止については、直接的には就学義務と関係しないが、その管理は、知的ならびに道德的教育、および保健という二重の意味で文部省に關係すると反論したのである。⁽¹⁰⁾

このため、内閣において草案が審議されることになり、一八三九年二月五日に会議が召集された。これには、皇太子、大臣としてミューラー (von Mühlcr)、ロコウ、アルフェンスレーベン、州長官ではフロットヴェル (Flottwell) とボーデルシュヴィンク、報告者として参事官グッセ (der Regierungsrat Hesse als Referent) および補足報告者として枢密参事官ケラー (der Geheime Regierungsrat Keller als Korreferent) が出席し、文相は欠席し

た。⁽¹¹⁾

文相の上述の見解は、報告者の報告が終った後、補足報告者によって説明された。しかし、内閣の賛成は得られなかった。また、内閣は、既述の等族議会の審議は不必要であると考え、国王に対してプロイセン全土への児童保護規定の一般化を提案することを決議した。さらに、文相の主張した地方特別委員会による管理は不必要とされた。管理を容易にするために、工場主に対してリストの作成を強制しているので、警察署と学務局に管理を義務づければ十分であると判断したからである。同時に、衛生警察と風紀警察に対して特別の措置を施行し、児童保護規定を拡大することは断念されたが、法律の慈善的意図を遂行するため、罰則を設ける必要が生じ、衛生警察、土木建築監督局および風紀警察指令 (die sanitäts-, bau- und sittenpolizeilichen Anordnungen) を発布する権限が関係大臣に与えられて、関係大臣が児童保護規定に特別の諸規定を加えることを決議するならば、児童保護規定の拡大は考慮し得るとされた。この外、工場主がリスト作成を怠ったばあいの罰則規定が新たに設けられた。リストは法律遂行のための重要な管理手段であるからである。罰則は、初犯のばあい一〜五ターラー、再犯以降五〜五〇ターラーまでとされ、地方警察署に対し、行政的方法において違反者から徴収され得る金額を経費として、違反者にリストを作成させる権限が与えられた。⁽¹²⁾

以上の審議を集約して児童保護規定が作成され、一八三九年三月九日に国王に提出され、一八三九年四月六日の閣令により、プロイセン全土に対する法的効力が与えられた。⁽¹³⁾ こうして、プロイセンにおける国家的社会政策の開始を告げる、またドイツ最初の社会政策立法である一八三九年の児童保護規定が成立したのである。

この成立過程において注目を惹く点は、児童保護規定の主要目的が一六歳未満の年少工場労働者の保護におか

れており、したがってドイツ最初の社会政策立法としての意義を担うものではあったが、年少労働者保護の観点
が教育と軍事の観点から派生したため、児童保護規定の成立過程が社会政策的色彩よりも教育政策と軍事政策の
色彩を強く帯びていたことである。この点は、後段で考察する一八五三年法の成立過程が、「三月革命」を鎮静
するための一施策としてではあれ、労働者保護の観点を中心にしていたことと対照的である。⁽¹⁵⁾

一八三九年の児童保護規定はつぎの一〇条からできていた。⁽¹⁵⁾

工場における年少労働者の雇傭についての規定

第一条 九歳に達する以前に、工場または鉱山業、冶金所および碎鉱場において、何人も正規に雇傭されることは許され
ない。

第二条 三年間の正規の学校教育をまだ受けていないか、または校長の証明書によって、母国語をすらすらと読むことが
でき、書くことに着手していることを証明されない者は、一六歳に達する以前に上記の施設において正規に雇傭されること
は許されない。

唯一の例外は、工場主が工場学校の設立と維持によって、年少労働者の教育を保障するばあいのみ認められる。この学
校が満足のいくものであるかどうかの判断は、当然に政府に帰せられ、政府は、このばあい学習時間と労働時間の比率をも
規定し得る。

第三条 一六歳になお達していない年少者は、これらの施設において一〇時間以上働かされてはならない。

地方警察署は、自然現象または災難により、上記の施設において正規の営業が中断され、このことにより労働の必要が増
大した時、この労働時間の一時的延長を認めることができる。

延長は一日一時間のみとし、長くても四週間認められる。

第四条 前条で規定された労働時間の間に、上述の労働者に対し、午前と午後時間に与え、しかも毎回野外における運
動を保障しなければならない。

第五条 こうした年少者の朝五時以前と夕方九時以降、ならびに日曜と祭日の仕事は完全に禁止される。

第六条 まだ聖さん式を受けていないキリスト教徒の労働者は、正式の牧師が洗礼志願者教育と堅信礼を受ける少年少女に課する聖書講義のために定めた時間に、上記の施設において働かされてはならない。

第七条 年少者を雇傭している上記の施設の所有者は、かれらの名前、年令、住所、両親名、入社日を含む正確かつ完全なリストを作成し、事務所に保管し、警察署と学務局の求めに応じて提出する義務を負う。

第八条 この命令に対する違反行為は、工場主または全権をもっている代表者に対して、規定に違反して雇傭している児童一人当り一〜五ターラーの罰金を課すことにより処罰される。

第七条に規定された、表にしたリストの作成およびその継続管理を怠れば、初回のばあい一〜五ターラーの罰金を課すことにより処罰される。この規定を二度侵害したばあい、五ターラーから五〇ターラーまでの罰金が科せられる。また、地方警察署は、いつでもリストを作成させるか、補足させる権限をもつ。これらは、違反者が費用を支払ってなされ、費用は、強制的に行政的方法において徴収され得る。

第九条 上述の命令によって就学義務についての法的諸規定は変更を受けない。しかし、政府は、諸関係が就学義務を有する児童の工場への雇傭を必要ならしめるばあい、授業時間の選択が経営自体を可能な限り妨げないように手配を行なう。

第一〇条 衛生問題と警察および財政の大臣に対して、工場労働者の健康と道徳心の維持のために必要であると考えたところの衛生警察、土木建築監督局および風紀警察特別命令を発することが留保される。このさい、違反のばあいの罰則は、五ターラーの貨幣罰またはこの額に相当する禁錮刑を越えてはならない。

この一八三九年の児童保護規定をイギリスにおける一八三三年法⁽¹⁶⁾ (die Akte 3 und 4 William V. c. 103 vom Jahre 1833) と比較して、G・K・アントンは、相違点を三点指摘している。⁽¹⁷⁾ (1)イギリス法では、工場児童を九〜一三

歳と一三〜一八歳に区分し、前者の労働時間を一日九時間、週四八時間、後者を一二時間と六九時間と定めているのに対し、プロイセン法では、九〜一六歳を一括して一〇時間としている点。(2)イギリスでは、綿、毛、麻、絹工場が適用対象とされているのに対し〔綿のばあい、一三歳未満の労働者に対し、九歳未満の雇傭禁止と一日九時間の

労働時間は適用されない」、プロイセンでは全工場と鉱山業、冶金所、碎鉱場が適用対象とされている点。(3)イギリスでは法律が自由イギリスの議会において (im Parlamente des freien England) 生み出されたのに対し、プロイセンでは官僚主義的、専制的政府 (eine bürokratische absolute Regierung) の決定により制定された点。

最後の点について、G・K・アントンは、工業発展において、ドイツはイギリスの一八三三年の状態に一八七〇年代に初めて到達するほど遅れていたにもかかわらず、労働者保護の点ではほぼ同じ内容の工場法を制定したことは、プロイセン政府の名誉であるとの評価を下している。しかし、ここでは評価は別として、工業発展の大中な遅れにもかかわらず、一八三三年法に遅れること僅か六年で早熟的に工場法が制定されたという点とともに、工場法がイギリスでは議会立法として成立したのに対し、プロイセンでは行政の頂点に立つ専制的な政府により制定された点にも注目しておきたいと思う。前者が産業革命の進展度の相違と工場法制定へのイギリスの側圧を示しているのに対し、後者は市民革命の経過の有無を示し、ここに両国の経済的發展段階の差とイギリスの側圧によるプロイセン工場法の早熟的成立、ならびに両国の政治構造の差が明瞭に看取できるからである。

ところで、G・K・アントンの指摘する以上三点の相違点以外に、イギリス法では、法律の実効を保障するために工場監督官制度が設けられていたのに対し、プロイセンではこれが欠如しているという相違があった。一八三九年の児童保護規定が内包していた欠点のうちで、この工場監督官制度の欠如は、後段で考察するように、法律を無効にしたという点において致命的な欠陥であった。⁽¹⁸⁾ この工場監督官制度の欠如やその他の法律の欠陥が一八五三年法制定の一動機となるのであるが、この問題の考察に移るに先立って、つぎに一八四五年の営業令についての考察を試みたいと思う。というのは、既述のように三月前期における「社会問題」、すなわち大衆貧窮の

主要局面を形成したのが中間層の問題であり、工場労働者を保護する工場法の制定が先行したとはいえ、三月前期における主要問題は営業令による中間層対策にあったからである。また同時に、中間層問題と工場労働者問題とを、政策立法の次元における営業令と工場法の問題として、絡み合わせて考察することが、市民革命と産業革命とが絡み合いつつ進行するプロイセンの特色を浮き彫りにすることになると考えるからである。そこで、一八四五年の営業令の考察にすむことにしよう。

- (1) G. K. Anton, a. a. O., 47.
- (2) Ebd., 47~48.
- (3) Ebd., 48.
- (4) Ebd., 48~49.
- (5) Ebd., 49. なお、会議への出席者は、文部省の秘密参事官ケラーとホルテーム(die Geheimen Regierungsräte Keller u. Kortüm für das Ministerium der Unterrichtsanstalten)、大蔵省の秘密財務官ボイルン(die Geheimen Finanzrat von Beurnann für das Finanzministerium)と内務省の参事官ヘッヤ(die Regierungsrat Hesse für das Ministerium des Innern)であった。また、草案をプロイセン全土に施行するにやむをえず、文部省の政府特別任命委員は、工場児童にたいする弊害以外の弊害にたいする措置および各地域における特別委員会の設置により、命令の範囲が拡大することがあり得ると考えた(Ebd., 49).
- (6) Ebd., 50.
- (7) Ebd., 50~52.
- (8) Ebd., 52.
- (9) Ebd., 53.
- (10) Ebd., 53~54.
- (11) Ebd., 54.

(12) Ebd., 54~55.

(13) Ebd., 57.

(14) 一八五三年法の成立過程について、A・グラードンはつぎのように述べている。「二年間、『規定』の目的にかなう変更を施すために、政府の多様な努力がつけられた。政府の立場と、経済的利己主義と過度の経済自由主義の代表者による、労働者のための配慮を口実として偽装した見解との対決において明らかになったことは、国家指導の代表者が、もはや国家の防衛要求や教育要求に論証根拠を求めて、そこに退却しないということであった。逆に、かれらは、キリスト教精神に発するところの秩序を創造する力として、こうした秩序が崩壊することにより危殆に瀕した良風に対する防波堤として、社会政策的責任と活動に対して割り当てた課題から、社会政策的責任と活動を導き出したのである」と(A. Gladen, a. a. O., 39)。

この叙述から注目される点は、W・ケルマンに代表される、年少労働者の保護が窮極的にはキリスト教的博愛主義から生じているとする西ドイツ歴史学界における一つの特徴的な主張はさておき、一八五三年法が年少労働者保護という政府の社会政策的責任から成立したと述べている点である。この点との比較において、一八三九年の児童保護規定を特徴づけるならば、一八三九年の児童保護規定は、年少労働者保護の観点よりも教育政策と軍事政策の観点を強く帯びて成立したといえよう。

(15) 一八三九年の児童保護規定の全文は、Vgl. Gesetz-Sammlung 1839, 156~158. G. K. Anton, a. a. O., 55~57. R. Hoppe, a. a. O., Bd. 2, 93~95. L. Adolphs, a. a. O., 113~114. S. Quandt Hrsg., a. a. O., 45~46. など。L・アドルフスは、第三条と第九条について、K・マルクスであれば、「資本制的生産の精神は、工場条令中のいわゆる教育条項のだらしない編纂ぶりを見れば、……またこの法律をもぐるための彼等の実際的な手段手管を見れば、明白である」(カール・マルクス『資本論』第一部、長谷部文雄訳、青木書店、六五〇~六五一ページ)というであろう、と述べている(L. Adolphs, a. a. O., 32)。

(16) イギリスの一八三三年法については、B・L・ハチンズ、A・ハリソン、前掲訳書、四〇~四一ページ。戸塚秀夫、前掲書、二六九~二七〇ページ。を参照せよ。

(17) G. K. Anton, a. a. O., 57~58. なお、年少者が、イギリスでは一八歳未満であったのに対し、プロイセンでは一

六歳未満とされたのは、「ドイツでは一六歳で一般的、肉体的成長は十分」とみなされたことによる(St. Bauer, a. a. O., 434)。

(8) W. Köllmann, Die Anfänge der staatlichen Sozialpolitik, 417.